

狭間から挟間へ

佐藤末喜

はじめに

わが郷土の地名「ハサマ」が史料上に初めて見えるのは、乾元二年五月（西暦一三〇三）の松富名半分新田畠実検帳案である。そこには「松富名（狭間村と號す）」と記載されている。

この「狭間」という語は、戦国～江戸期には一部「挟間」と混用されたが、明治八年三月、鶴田村と上市村の合併により「挟間村」が成立するまでの長い期間われわれの地域を表す地名であり続けた。本稿は狭間から挟間への地名の変化を通じて郷土の歴史を検証しようとする試みである。

地名とは

地名は人間が共同生活を営む上で必要にせまられてつけられ、それが定着したものである。住人がただ一人ならば地名は必要ないであろう。勝手に「あそこ」「ここ」ときめておけばよいし、また勝手に好きな名前をつけておけばいい。しかし仲間が増えて五人、十人ともなると、それぞれが勝手に呼んだのでは收拾がつかない。どうしても皆に共通の名前が必要になってくる。

地名はこうして生まれてきた。

柳田国男は「地名とはそもそも何であるかと云うと、要するに二人以上の人の間に共同に使用せらるる符号である。一部落一団体が

一つの地名を使用するまでには、度々其処を人が往来すると云うことを前提とする外に、其地名は俗物が成るほどと合点するだけ十分に自然のものでなければならぬ」と「地名研究」に書いている。

すなわち地名は二人以上の、そこに住む成員全員の間での共通の意識、約束によってつけられたものであり、それゆえに其の地域に住む人々の暮らしに密着しており、文字をもたない時代からの文化遺産であり、隠れた歴史と呼ばれる由縁でもある。我が国は歴史も古く、地形が複雑なうえ人口密度も高いゆえ、非常にたくさんの地名がある。おそらく日本の地名総数はあるいは億を数えるのかもしれない。ほとんど無数にあるといってもよい数であろう。

広範、多岐にわたる日本の地名もある基準によって分類が可能であるという。

前記、柳田国男は①利用地名②占有地名③分割地名の三部に分類しているが、筆者は大別して次の二つに分類出来ると考えている。

①自然地名

地形に基づく地名。谷・迫・津留・窪（久保）

②文化地名

社会制度、軍事、宗教、開墾などに由来するもの。古国府・国分・宮苑など。

そしてこの分類に従うと地名の大半は自然地名であると言える。

明治十五年政府は全国に命じて地名の調査を行ったが、その報告書である「大分県各町村字小名取調書」によって、筆者が石城川村の字・小名二八三地名を分類したところ、地形に基づくものが二六二、

その他が二一となり、所謂自然地名が九二・六%を占めていることがわかった。これはおそらく全国的な傾向であろう。

狭間の地名語源

狭間の語源について、地名用語語源辞典（楠原祐介編著）では

『①動詞、ハサム（挟）の語幹で、「山丘に挟まれた地形」「挟長な

谷」を示す用語

②「二股谷の分岐点」「二つの川の分岐点」を示すこともある

「二つの谷または川に挟まれた地」という意味』とあり、

また地名語源辞典（山中襄太著）では

『〇はさま

「ハサマった間の地」の意といわれ、アイダ・アワイ。また岡

と岡とにハサマったところ、谷アイ・谷。』

とされており、いずれも地形に基づく自然地名で二つの川または谷や岡によって挟まれた地ということになる。

古語辞典（旺文社刊）をみて、

『はさま「狭間・迫間」

① 物と物との間のせまい所。すさま。

② 谷。谷間。

③ 事と事の間。おり。』

平安時代まではハサマと清音、室町以後は濁音ハザマと注記がある。

次に「狭」の字義をみてみると

* 「狭し」は本来ものの幅について言う語で、「東西長く南北狭し」のような道幅などを言う（字訓）

* 夾に挟の意がある。字が犬に従うのは、せまい獣道を意味したのであろう（字統）

上記の如く狭間という語は狭い地域を指す地名である。近在では旧石城川村・内成（現別府市）に小字として狭間があり、また次の地図で示すように豊後国府附近地籍図でも狭間の地名が確認されて



いる。(大分市史・大字古国府、羽屋附近の地割)。この狭間の地は明治十五年の「大分県各町村字小名取調書」によれば、奥田村田中の小字として記録されている。

狭間はどこか

それでは次に狭間という地がどこであるかということになるが、前記のように①二つの川または谷にはさまれた地 ②川と岡にはさまれた地という条件に当てはめてみると、現在の挾間町大字挾間にある挾間小学校を中心とした地域が合致すると思う。

この地は黒川と大分川にはさまれ、かつ龍祥寺のある丘陵の下に位置し、まさに「狭間」というにふさわしい土地である。

この地は古代より認識されていて、豊後風土記に酒水とあるのはこの黒川のことである。和銅六年(七二三)の風土記には、「酒水在郡西 此水之源、出郡西柏野之盤中、指南下流、其色如酒、水味小酸焉、用療痲癬、謂胖太氣、」と記述されている。

柏野川(黒川)は埴坪の窪地を水源とし、流長一・五km、流域面積五・七km²の小河川、向原で大分川に注ぐ。唐橋世済は豊後國志に「風土記に云う所の酒水これなり。いわくこの水の源は、郡の西柏野の盤中に出て、南を指し、下り流る。その色、酒の如し、水味少酸なり。用いて痲癬を療するなり。けだし、水源は鶴見の硫礬の氣脈を受け、地中を伏せ行く。此に発す。故に然るのみ。」と書いている。近年流域の海老毛集落に温泉が湧出、疥癬その他の治療に効能があるとされていて、天平の昔からの言い伝えが今に生きて

いる。

古代〜中世は現在と違い大分川の水量も多く、川船による水運も盛んであった。鶴田は津留田で船着き場を意味し、ここから狭間を通る陸路は交通の要衝であった。狭間氏がここに居館を建て地頭屋敷としたのもまさにこの地の利による。今に残る「屋敷」の地名はこの狭間氏の屋敷跡を伝えている。江戸時代末期に府内の儒者・阿部淡斎が編纂した「雉城雜誌」に

「挾間氏館址 向原也

民家之後、一堆山叢竹林ニアリ。其東北ハ深溪數十丈、上市邑龍祥寺門前ト相對ス。挾間氏ハ大友大炊介親秀ノ四男、四郎直重、後大炊介ト。母ハ阿波藤内左衛門尉之女ニシテ、直重此地ニ封ゼラレ、挾間八百貫ノ地ヲ領シ、因テ挾間氏トス。大友家門葉ノ隋一タリ。」とあり、狭間氏の地頭館がこの地にあったという伝承を記している。なお引用文中の「挾間」はいずれも「狭間」の誤用である。

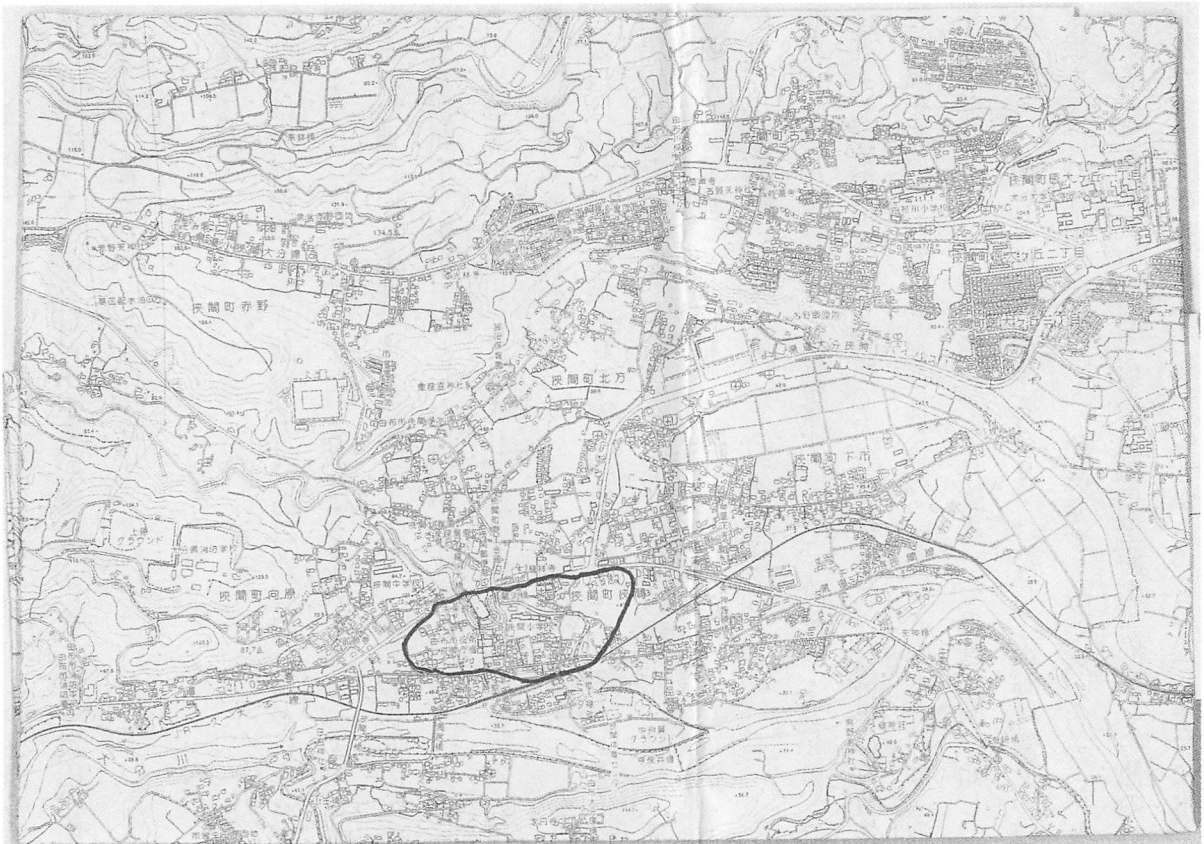
狭間氏の土着

狭間氏の祖は大友二代親秀の四男・直重である。史料価値の高い野津本・北条系図、大友系図では

大友能直―親秀―頼泰

直秀 ― 次郎他界 ― 親直 ― 童名土与鬼狭間地頭
母朽網兵衛女

と書かれている。直重はここでは直秀となっているが有重、重直と



も呼ばれた。

狭間家譜（狭間文書・大分県史料26）によれば

「狭間大炊四郎、初名有重、法名龍祥寺、自明覚宗、母阿波藤内左エ門尉女、領豊後国大分郡狭間村依称狭間氏、狭間家祖也、在城干大分郡阿南郷龍原村権現岳、」とある。

この狭間家譜は戦国末期の十七代鎮秀まで載っているので、随分後になって書かれたものであり、鎌倉時代の初代直重の頃狭間村や龍原村があったわけではないが、狭間という地名をとって狭間氏を名乗ったのは間違いない。

直重が「阿南荘八十町半分」と「松富名三十五町」の地頭職を得た経緯については、拙稿・狭間氏の系譜（挾間史談創刊号）で詳論したが、父親秀より譲与されたものである。

狭間氏が地頭職を帯したことを示す豊後国因田帳（一二八五）をみると、

阿南荘八十町

領家室大納言 地頭職守護所並狭間尼公生蓮孫忠用鬼丸伝領、
今又四郎直親

松富名

地頭職狭間尼公生蓮跡同前

となっていて、直重没後、妻尼公生蓮を経て孫の直親（幼名忠用鬼丸、忠用は土用の誤りとされている）が地頭職に就いている。

狭間村（松富名）の範囲

狭間村（松富名）は現在の大分市横瀬～旧狭間町、旧庄内町東部に及ぶ広大な領域をもっていた。その範囲について地元の狭間町誌と庄内町誌とで、見解が喰い違っている。まず狭間町誌は、「現狭間地域の大半は松富名と光一松名の中に含まれていた。」(p114)とし「次に、狭間町を構成する地区である光一松名の場合はどうであろうか。光一松名は既に述べたように、年貢徴収対象面積十五町の地で、肥後国御家人菊池三郎二郎房高が蒙古合戦の勲功賞として地頭職を得た地域である。その範囲は谷地区と考えられるが、(略)」(p151)や、「光一松名は。今日その地名が残っておらず確定できないが、元の南庄内から谷村一帯であると推定され、」(p132)などの記述から、谷地区は光一松名に含まれるとする。

この説は明らかなる事実誤認があり誤りであると筆者は考えている。ことは郷土に深く関わることである。より慎重な考証がなされるべきではなかったか。

一方、庄内町誌は松富名の範囲を「大分川流域の大分市横瀬から大分川兩岸の狭間町、さらに右岸の庄内町の一部に及んでいることがわかる。」とし、光一松名については、「享祿四年（一五三一）十二月十三日付け阿南莊政所橋爪丹後守・大津留左衛門尉あて大友氏加判衆連書奉書にく阿南庄瀧河内光一松上霧畑之内」とあることから、大分川右岸の庄内町大字淵の上切畑である事は間違いない。従って光一松名は、大分川上流域の旧南庄内地区ということができると明快に説明している。

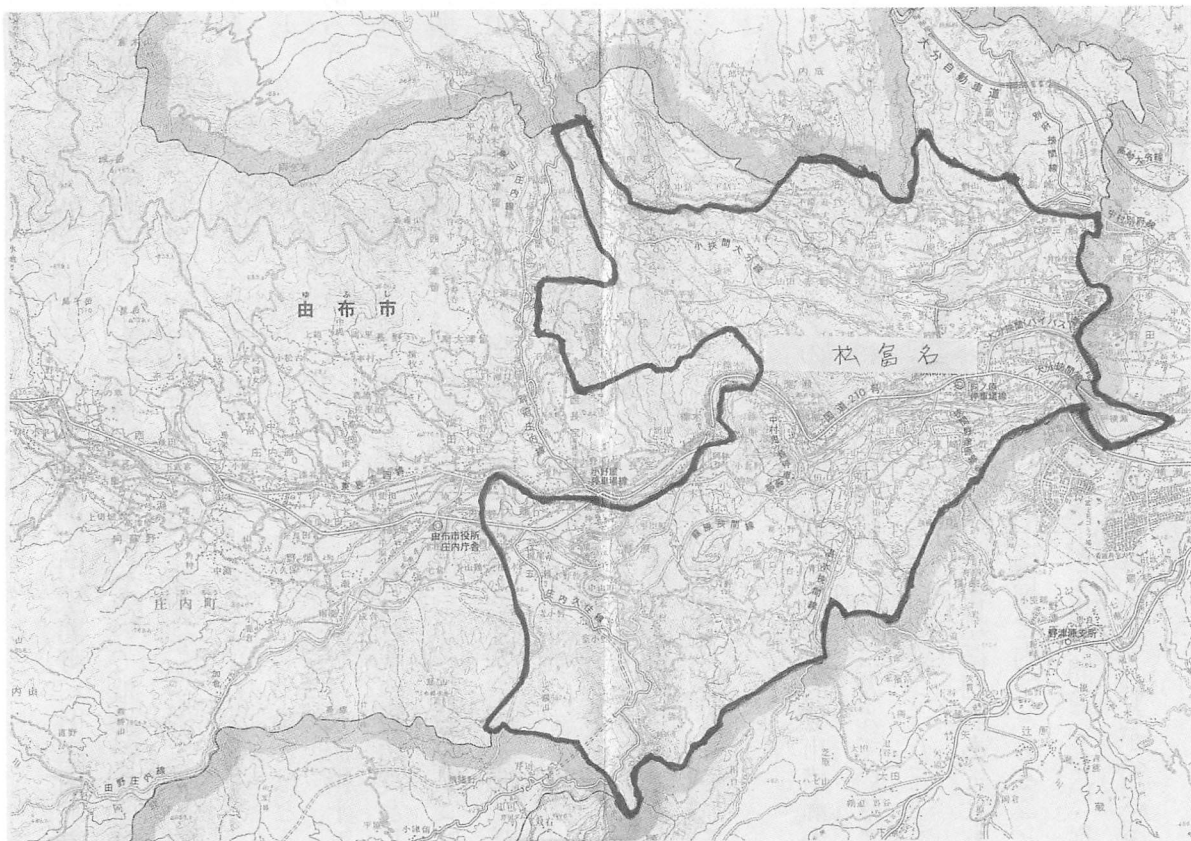
筆者は乾元二年（一三〇三）の「阿南莊松富名中分状案」及び「阿南庄松富名半分新田畠實檢帳案」や、天正七年の「阿南莊狭間南方四百貫分覚」に出てくる地名を考証した結果、庄内町誌の見解が正しいと判断する。上記文書中には、大將軍、篠原、阿鉢など谷地区の地名のほか、大龍山、龍原、池久保、袋、夜見渡などの東庄内地区の地名も出ている。これらを地図に落としてみると、東は賀来地区の中尾、横瀬から、旧石城川の高崎、七蔵司、山口（賀来荘に属す）を除く狭間町全域、それに東庄内地区を包含した広大な範囲に及んでいることがわかる。

これを江戸時代初期の村名で示すと、

中尾村、平横瀬村、野田村、鬼崎村、同尻村、田小野村、下市村、鶴田村、上市村、北方村、鬼ヶ瀬村、池上村、向原村、中村、柏野村、時松村、阿鉢村、小野村、中村、筒口村、篠原村、谷村、馬籠村、赤野村、東行村、海老毛村、黒野村、古原村、埴坪村、朴木村、三船村、中畑村、平床村、田代村、来鉢村、五ヶ瀬村、梶屋村、大龍村、山鶴村、龍原村となる。

狭間村の実態

古代以来、何々村という語が史料上に出てくるが、その実態は必ずしも明らかにされてはいない。もともと村は群を語源とするといわれるように、本来人々の一定の集団を指す語であったが、次第に人家の群がる一定の領域を含む言葉へと変わっていく。鎌倉時代後期になると、近畿地方では、屋敷が耕地から分離して集合し、次第



に集落を形成するようになった。そして住民は地縁的な結びつきを強め、自然発生的に村が形作られはじめた。そこでは村法なども定められ自立的、自治的な運営が行われていた。琵琶湖東岸の延暦寺領近江國奥嶋荘では、弘長二年（一二六二）に「庄隠規文事」と題する村法を定めているが、これなどはもともと早い時期の自治的村落の代表的な例である。

荘園公領制のもとでは、領主は荘園をいくつかの名に分け、年貢や公事を徴収する体制をとったが、近畿地方では一〜二町程度の小規模な名が主体的であったので、比較的に纏まりを作りやすい状況にあった。関東や九州では、例えば我が郷土の阿南荘松富名のように三十〜四十町にも及ぶ巨大な名が存在した地域もあった。これらの地域に領域的、自治的な村が形成されるのは、近畿地方にかなり遅れて中世後期・十六世紀になると思われる。

豊後国図田帳（一二八五）にも村の名が散見される。例えば牧村、武宮村、森村、志賀村、上村、書曲村などであるが、これらは前記の所謂領域的、自立的村の意ではなく、名と同じで人的集団を指す語として使用されているといえる。図田帳の笠和郷に国分寺や内梨畑という地名があるが、これらも同じであり、「豊後国阿南庄松富名號狭間村半分新田畠實檢帳」の狭間村も同じ用法である。

ところで「號狭間村」の號の語源は、意味を表す「虎」と、音を表す「号」とからなる形声字であり、その意味は

①さけぶ。大声でさけぶ。②大声で呼ぶ。また、呼びかける。

③評判を立てる。おおっぴらにいいふらす。④名をつける。表向き

に呼ぶ。號曰皇帝（号して皇帝という―史記）⑤呼び名。転じて表向きの名称。⑤本名のほかにつける名。⑥しるし、あいず ⑦順番を示す言葉」

とある。ここでは⑤の「本名のほかにをつける名。」が最も相応しい。

狭間氏が地頭である、すなわち狭間氏の支配する区域であるから松富名を、別名狭間村と名付けるという意味である。大友文書はこの狭間村を多用しており松富名という語は使用していないところをみると、「狭間村と號す」の主体は狭間氏ではなく、大友惣領家の意向によるものではないかと推測している。

大友時代の狭間

弘安岡田帳で松富名三拾五丁の地頭職を帯していた狭間又四郎直親は乾元二年（一三〇三）五月十八日、惣領家大友貞親によって南北に下地中分され、北方を惣領家が、南方を狭間氏が領有することとなった。この状況は永徳三年（一三八三）の大友親世所領所職注進状案に、「同国狭間村半分北方」とあることよって持続されていることを確認できるが、応永三十年（一四二三）七月、大友親著が家督を持直に譲ると変動をきたす。大分市史によると、持直は狭間氏から豊前の領地と交換して南方を召し上げ、狭間南北を親著の子孝親に与えた。応永三十二年、孝親は家督相続に不満を抱き、三角島で乱を起こし敗死したが、持直はその地を没収して弟親雄に与えた。以後享徳年間まで約三十年間が親雄の支配した期間である。

これより前、正平十年（一三五五）の木屋行實軍忠状によれば、南朝軍の行軍経路に「球珠・由布・狭間・国府」とあるがこの狭間は広い狭間村のことではなく、狭間氏の本拠である龍祥寺辺の狭間を指す事は明らかである。正平十四年（一三五九）の志賀氏房軍忠状にも「去年十二月筑後宮狭間襲来之時」とある狭間も同様である。このように松富名Ⅱ狭間村と本来の地名狭間とが明確に区別されて使用されている。狭間氏の本拠、狭い狭間は地名として認識されているのである。

ところで孝親は親雄へと狭間村全域（狭間南北）の支配権が移つた後も、北方、南方の区別は依然として生きていた。

康正三年（一四五七）の親治知行預ケ状は高崎親治から小野三郎あてのものであるが、「狭間北方内、龍原角屋敷土貢六貫参百分在所事、預置候、任先例、可有知行候、恐、謹言」とあり、また長禄二年（一四五八）大友親繁知行預ケ状も「今度在京之志、異他候之間、狭間南方之内、百貫分事、（略）」と平井駿河守に宛てている。大永三年（一五二三）になると、狭間龜若宛大友氏加判衆連署奉書写に

「伯父三郎一跡狭間村之内、（略）」とあるように、南北の語は使用されていない。

天文五年～十年（一五三六～一五四一）頃の大友義鑑書状は六通確認できるが、

「横瀬梁之事各申合、如前、急度馳走肝要候、聊不可有緩之儀候、恐、謹言、

八月廿三日

義鑑(花押)

狭間諸給人中

のように宛名は、狭間村諸給人中や狭間村寺社諸給人中、とされているが、この狭間村は当然に松富名Ⅱ狭間村を意味している。

また天文十六年(一五四六)ころ金剛宝戒寺の大門造管用材木の調達を命じた書状が六通、甲斐守文書で確認できるが、その宛名は狭間村諸給人中、狭間村衆中と書き分けられている。ここでの狭間村も広い地域を指す。

宗麟(義鎮)が狭間村に石切を徴求した大友義鎮書状の宛名は、狭間美濃守と其他狭間村衆中となっていて義鑑時代と同様である。

一方、天正八年三月田北紹鉄の謀反に対する賀来右衛門大夫宛の大友宗麟書状には「南郡衆今日差寄可討果之由而、挟間村打立候、」

また、天正九年十二月と思われる由原宮供米不納につき狭間村給主に申触れさせた、一萬田民部少輔宛大友義統書状に「挟間村至諸給主、堅可被申触候、」とあり、本来狭間村と書くべきを挟間村と誤記している。

甲斐清右衛門尉に宛てた狭間鎮秀・鑑秀連署安堵状にも「挟間村北方四百貫分竹内専道職之事」の誤記がみられるし、文禄二年(一五九三)の肝入二郎左衛門尉旧領覚書にも「一、挟間屋敷まはり四百貫」とあり、これらは単なる誤記であると思われる。

この誤記に関連して付言すると、挟間町誌第二章第三節、「室町・戦国期の郷土と狭間氏」の145P~154Pの間に、挟間村半分や挟間南北、挟間北方、挟間北方・南方の用語が頻繁に出てくる。

例えばP149の「前項で簡単に触れた挟間北方・南方を常州つまり大友親雄が領有しているのもその一例である」や、P151の「挟間を名字の地として鎌倉・南北朝期に活躍した狭間氏はどうなったのであろうか」などであるが、これらの挟間はすべて狭間とすべきであって全く初歩的の誤記である。史料に出てくる狭間をことさらに挟間に書き換えるというようなことが、歴史著述に於いて行われている事実をわれわれはどう理解したらいいのだろうか。総じて挟間町誌の中世編は、問題記述が多いと指摘しておきたい。

江戸時代の狭間

豊臣秀吉が始めた太閤検地によって「村」という行政単位が出現した。そして近世の村は最も重要な社会的構成単位でもあった。村の特質は石高制と村請制にあるといわれる。村内の田畑屋敷に対し、米の生産高をもって表示される石高を付すのが石高制である。領主は村人一人一人に年貢を割り当てるのではなく、村を単位として年貢と諸役を徴求する方法をとった。これが村請制である。村は領主の支配のための行政単位として定められたのである。先に述べた狭間村は狭間氏が支配する区域を示す単なる地域呼称であったが、近世の村は領主にとって村請機能をもつ行政単位であったところにか大きな差異がある。

文禄二年(一五九三)大友吉統は朝鮮出兵の時の失態を理由に、豊後一國を没収され、秀吉は豊後の國を小藩分立の状態にした。

大友氏の滅亡によって約三〇〇年間続いた「狭間村」は消滅し、

その区域から多くの村が成立した。江戸初期に於ける旧挾間町域の村名を列挙してみると、
府内藩領では

中郷来鉢組、来鉢村・黒野村・古原村・三船村・東院村。

内成組、内成村・宮苑村・高崎村・七蔵司村・山口村・中畑村・田代村・平床村・埴坪村・時松村・朴木村。

下市組 下市村・上市村・鶴田村・向原村・中村・海老毛村・平横瀬村・国分村・小野鶴村。

白杵藩領では、北方村・赤野村・東行村・柏野村・鬼ヶ瀬村・池上村。肥後領は、中村・阿鉢村・小野村・筒口村・篠原村・馬籠村・

谷村・酒野村・鬼崎村・同尻村・田野小野村

ということになる。ここには狭間村も挾間村もみえない。狭間の故地には、向原村や鶴田村、上市村が成立している。近世の村という行政単位は現在の大字に相当する比較的狭い範囲であったので、かつて阿南荘松富名という広大な地域の名称であった「狭間村」の名は当然使えなかったであろう。

村社会とも云われる江戸期に、行政単位に名を残さなかった「狭間」は史料上から殆ど姿を消している。

「狭間」が見える数少ない例を挙げよう。江戸時代前期府内の郷土史家、戸倉貞則（一六五〇～一七二〇頃）が著した豊府紀聞（市場直次郎氏編集本）の記事によると、

「国井手

慶安二年夏大旱。（略）城主召家士清水與兵衛、大山助左衛門。

示慮新井手。帰府城謹言。従水口狭間至東院河。（以下略）」と狭間の語を正確な地名として使用している。

日根野吉明が阿南庄新井手を開削するにあたり、清水、大山の両名にその効用を諮問したとき

「水口狭間より東院河に至る百三十余町井手成らば、則ち其の水東院河に至り両水合して急流を成し、その流水速に笠和郷中及び生石名二充滿すること疑うべからず。且つ水口より東院村に及び新田多く興らんと」と両名が回答したという記事である。のちに府内藩は元禄七年、初瀬井路の補助として渦河原に取水口を設けた向原新井手を開削したが、この渦河原（現在大字向原のうち）が、まさに水口狭間の意味する所であり、正しい地名の使い方である。ところが、唐橋世済が著した豊後國志は享和三年（一八〇三）に完成しているが、

① 「挾間直重

大友親秀第四子 始食邑於挾間。因為氏。以勇力聞。文永十一年直重拒蒙古賊於筑前有功。」

② 「挾間鎮秀

直重十五世孫。刑部少輔鑑秀子。称山城守。其性寬簡有武略。天正之役。攻守並得其宣。」

③ 「北方妙見祠

在賀来郷北方村。不知其朔。挾間四郎親泰曾與其廢。」
のように、正しくは「狭間」とするべき人名・地名を「挾間」と書いている。

この豊後國志の記述に影響されてか、以後の史書、例えば雉城雜誌は先に引用した「挾間氏館址」や「挾間市」「積翠山龍祥寺」などの項目の中で、すべて「挾間」を通しているし、豊州雜誌も「挾間氏素性ノ事」で、西治録は「阿南庄船ヶ尾権現嶽合戦之事」で挾間と記している。

しかし奇妙なことに、同じ唐橋世済が著した「箋釋豊後風土記」では大分郡の項で「驛壺所 延喜兵部省式曰。大分置傳馬五疋。駅今廢為村。在賀来郷。称挾間市。」と正しく挾間と記している。

江戸時代に編纂された「大友家文書録」をみると、

①天正九年九月
義統作感読賞久多良木隼人佐軍労先是挾間刑部大輔、久多良木隼人佐、小佐井三郎、徳丸賀右衛門尉等在陣

②天正十四年十二月
高崎城守将挾間刑部少輔鎮秀叛義統、降家久家久使福原氏、枝次氏入其城共守之

③天正十六年五月
吉統責家臣挾間山城守嘗党干薩兵、命宗像掃部助鎮統、大津留民部少輔討之

のように、挾間鎮秀の記述が挾間から挾間へと変わっていることがわかる。

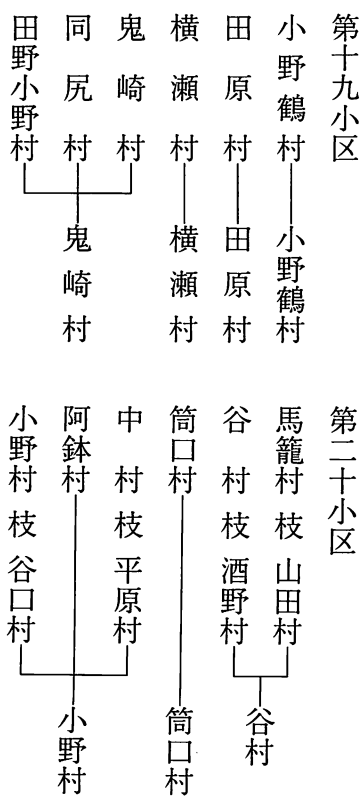
一方幕末の後藤碩田は、さすがに碩学の郷土史家と言われるように、「挾間家略履歴」の中で、人名も地名も正しく「挾間」と記している。

唐橋世済が「豊後國志」で挾間と書いたように、江戸末期には一般に「挾間」ではなく「挾間」が広く使われていたのではないかと思われるが、その理由は不明である。

明治の町制・村制

明治四年十一月、政府は中央集権化を加速するために大規模な府県の統合を実施し大分県が設けられた。同五年三月県は大區小区制を施行したが、それによると大分郡は第三大区と定められ、郷土の各村は十九小区・二十一小区・二十二小区・二十三小区に振り分けされた。

明治八年三月、県は小区の區画変更と江戸期から続いてきた村の統合を行ったが、その結果を「豊後國區画村町一覽」によると



篠原村——篠原村

龍原村 枝袋村、地久保村—龍原村
福宗村 枝下ノ尾村、野々台村—福宗村

第二十一小区 第二十二小区 第二十三小区

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 賀来村—賀来村 | 宮苑村—宮苑村 | 鶴田村 |
| 国分村—国分村 | 高崎村—高崎村 | 挟間村 |
| 中尾村—中尾村 | 新村—高崎村 | 向原村 |
| 野田村—野田村 | 山口村—七蔵司村 | 中村—向原村 |
| 平横瀬村—平横瀬村 | 七蔵司村 | 柏野村 |
| 黒野村—古野村 | 来鉢村—来鉢村 | 北方村—北方村 |
| 古原村—古野村 | 中畑村 | 赤野村 |
| 三船村—三船村 | 平床村—田代村 | 東行村—赤野村 |
| 東院村—東院村 | 田代村 | 海老毛村 |
| 下市村—下市村 | 内成村—内成村 | 鬼ヶ瀬村—鬼ヶ瀬村 |
| | | 池ノ上村 |
| | | 埴坪村—朴木村 |
| | | 朴木村—朴木村 |
| | | 時松村—時松村 |

この小区の制定をみると、例えば下市村が賀来と一緒になっていることや、谷村が野津原の福宗村などと、鬼崎は小野鶴や横瀬などの植田地域と組み合わせている点興味深い。第二十二小区はそのま

ま石城川村になっており全国的にも珍しい例である。

第二十三小区の鶴田村と上市村が合併し、挟間村が成立したことが分かるが、実に大友氏崩壊後初めて公式な村名として登場したことになる。

なぜ村名を挟間村としたかについては不明であるが、挟間の地名の由来にもとずくと思われる。

明治初期の公文書は誤字や当て字が多く、この明治八年の「挟間村」も、明治十一年十一月の「戸長給算法ノ布達」では「狭間村」と書かれており、さらに明治十七年八月の「町村役所所轄区域ノ制定」でも「狭間村」との記載がある。

なぜ「挟間村」としたのかは不明であるが、「狭」より「挟」の方が語感が佳いとしたのかも知れない。字通によると「挟」は

- ①はさむ、さしはさむ、わきばさむ、かかえもつ、身にもつ
- ②たのみとする、おごる、ころにもつ
- ③はさみもつもの、はし
- ④ゆきわたる、めぐる

の意味がある。「狭」の字が「せまい」という一つの意味しか持たないのにくらべると、かなり能動的、積極的な語感がする。

ともかく、明治八年以降「挟間」が公式の表示として定着した。明治二十二年三月、町村制の施行によって上記の六村は合併して、

挟間村となりこの村名が昭和二十九年の合併まで続くことになる。挟間村是をみても村名の命名経緯は記載がない。

昭和二十九年の町村合併

昭和二十九年一月、挾間、谷、由布川、石城川、賀来の五ヶ村の三役らが集まり、挾間村合併促進協議会の第一回会合が開かれた。町村合併促進法に基づくもので、所謂昭和の大合併である。数回の会議ののち、賀来村は合併に反対の態度を表明、この協議会から脱退し残る四ヶ村ですすめられた。

第五回目の協議会で、「①合併の時期を二十九年十月一日とすること。②新村名は公募の結果「挾間村」とすること。③新役場の位置については再度協議すること。」を決定した。

新村名の公募にあたって、「①大分県内のみでなく、広く発表できるものであること。②歴史的存在を後世に残すことのできるものであること。」の二つの条件を設定して、関係四ヶ村の全戸から懸賞付きで公募した結果、挾間村に決定したものである。

「歴史的存在を後世に残すことのできるもの」という条件設定は明らかに「狭間氏」をイメージしたものであろう。

昭和三十年四月一日、新挾間村は町制を施行し挾間町となった。同年七月、旧石城川地域の大字高崎の机帳原地区は県知事の勧告に基づき、大分市に編入された。

翌年の四月には、旧石城川地域の大字宮苑と、旧由布川地域の大字東院が新大分村に編入合併し、また旧石城川地域の大字内成は、詰地区を除き別府市に編入された。

昭和三十二年四月、大字鬼崎の一部が大分町から編入合併し、ここに挾間町の行政域がほぼ確定した。

平成十七年、挾間町は庄内町、湯布院町と合併して由布市となったが、旧町域は由布市挾間町と呼称することとなり、挾間の語は今後も生き続けることとなった。

おわりに

本稿では「狭間」と「挾間」を厳しく区別して検証した。本来の地名である「狭間」が今日の「挾間」に変わる経緯を明らかにしたためである。

昭和二十九年の合併の際、「歴史的存在を後世に残すことのできるもの」という村名の公募条件は狭間氏の存在を念頭に置いたものである。

約五十年続いた挾間町の時代に、「狭間氏」の存在がはたしてどれだけ町民の間に意識されていたかは甚だ疑問である。

参考文献

豊後国莊園公領史料集成五（上）

大友家文書録

豊後風土記

豊後國志

豊府紀聞

雉城雑誌

挾間町誌

庄内町誌

大分県各町村字小名取調書